

自主点検表【訪問介護相当サービス・生活支援型訪問サービス】

(平成29年8月版)

チェックポイントに対する「評価」欄の記入要領(例)

- ・満たしている ...
- ・一部満たしていない ...
- ・満たしていない ... x
- ・該当なし ...

満たしていないものがあつた場合、「評価」欄に その内容を記載すること。

事業所名	
点検年月日	
記入者	

凡例

- 平29宇告44 ... 「宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第44号)
- 平29宇告45 ... 「宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第45号)
- 平29宇告47 ... 「宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第47号)
- 法 ... 介護保険法

【訪問介護相当サービス・生活支援型訪問サービス共通】

0 総則

項目	基準	根拠条文	評価
1 事業の一般原則	事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	平29宇告44第3条	
	事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	平29宇告45第3条	
	事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めなければならない。		
2 暴力団員等の排除	事業所の従業者は、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であつてはならない。	平29宇告44第4条	
	事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。	平29宇告45第4条	

【訪問介護相当サービス】

1 基本方針

項目	基準	根拠条文	評価
1 基本方針	訪問介護相当サービスの事業は、既に旧介護予防訪問介護を利用し、引き続きこれに相当するサービスの利用が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合等に、その利用者が可能な限りその居宅において、心身機能の維持又は改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	平29宇告44第5条	

【訪問介護相当サービス】

2 人員に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 従業者の員数	事業者が事業所ごとに置くべき訪問介護員等(サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項に規定する養成研修修了者をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法(事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、2.5以上とする。	平29宇告44第6条	
	事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該事業者が訪問介護事業者(介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第27号。以下「京都府指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と訪問介護(京都府指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。		

項目	基準	根拠条文	評価
	に規定する利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。		
	に規定するサービス提供責任者（以下「サービス提供責任者」という。）は介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であつて、専らサービスに従事するものをもつて充てなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第15号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）、夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第46条第1項に規定する夜間対応型訪問介護事業所をいう。）又は生活支援型訪問サービス事業所（宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第45号）第4条第1項に規定する生活支援型訪問サービス事業所をいう。）に従事することができる。		
	事業者が訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、～に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		
(2)管理者	事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	平29宇告44 第7条	

【生活支援型訪問サービス】

1 基本方針

項目	基準	根拠条文	評価
1 基本方針	生活支援型訪問サービスの事業は、利用者の状態を踏まえながら、日常生活に必要な調理、洗濯、掃除等の家事について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	平29宇告45 第5条	

【生活支援型訪問サービス】

2 人員に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 従業者の員数	事業者が事業所ごとに置くべき従業者（生活支援型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する養成研修修了者又は市長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）の員数は、生活支援型訪問サービスの事業を適切に行うために必要と認められる数とする。	平29宇告45 第6条	
	事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者（生活支援型訪問サービス事業者が訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号。以下「京都府指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、生活支援型訪問サービス事業者の事業と訪問介護（京都府指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該サービスにおける生活支援型訪問サービス及び訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。		
	に規定する利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。		
	に規定する訪問事業責任者（以下「訪問事業責任者」という。）は介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であつて、生活支援型訪問サービスに従事するものをもつて充てなければならない。		
	事業者が訪問介護事業者又は訪問介護相当サービス事業者（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第3条第1項に規定する訪問介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、生活支援型訪問サービスの事業と訪問介護の事業又は生活支援型訪問サービスの事業と訪問介護相当サービス（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第2条第1号に規定する訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準又は指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、～に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		

項目	基準	根拠条文	評価
(2)管理者	事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	平29宇告45第7条	

【訪問介護相当サービス】

3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 設備及び備品等	事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。	平29宇告44第8条	
	事業者が訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、 に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		

【生活支援型訪問サービス】

3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 設備及び備品等	事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。	平29宇告45第8条	
	事業者が訪問介護事業者又は訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、生活支援型訪問サービスの事業と訪問介護の事業又は生活支援型訪問サービスの事業と訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準等要綱第8条第1項に規定する設備に関する基準又は指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、 に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		

【訪問介護相当サービス・生活支援型訪問サービス共通】

4 運営に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 内容及び手続の説明及び同意	事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、18に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	平29宇告44第9条 平29宇告45第9条	
	事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、 の規定による文書の交付に代えて、 で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 電子情報処理組織を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに に規定する重要事項を記録したものを交付する方法		
	に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が 一ア及びイ並びに二に規定するファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。		

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>事業者は、 の規定により に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 各号に掲げる方法のうち事業者が使用するもの</p> <p>二 ーア及びイ並びに二に規定するファイルへの記録の方式</p> <p>の承諾を得た事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、 に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び の承諾をした場合は、この限りでない。</p>		
2 提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。	平29宇告44第10条 平29宇告45第10条	
3 サービス提供困難時の対応	事業者は、事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	平29宇告44第11条 平29宇告45第11条	
4 受給資格等の確認	<p>事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に規定する様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、様式第2に掲げるいずれかの基準（以下「基本チェックリスト」という。）の該当の有無及びその有効期間を確かめるものとする。</p> <p>事業者は、 の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。</p>	平29宇告44第12条 平29宇告45第12条	
5 要支援認定等の申請に係る援助	<p>事業者は、サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基本チェックリストの該当の有無の判断（以下「要支援認定等」という。）を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>事業所は、介護予防支援（法第8条の2第16項に規定する介護予防支援をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要があると認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	平29宇告44第13条 平29宇告45第13条	
6 心身の状況等の把握	事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議（宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第38号）第25条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	平29宇告44第14条 平29宇告45第14条	
7 地域包括支援センター等との連携	<p>事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	平29宇告44第15条 平29宇告45第15条	

項目	基準	根拠条文	評価
8 第1号事業支給費の支給を受けるための援助	事業者は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画（以下「介護予防サービス計画等」と総称する。）の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を本市に届け出ること等により、第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費を受けるために必要な援助を行わなければならない。	平29宇告44第16条 平29宇告45第16条	
9 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供	事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿ったサービスを提供しなければならない。	平29宇告44第17条 平29宇告45第17条	
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	平29宇告44第18条 平29宇告45第18条	
11 身分を証する書類の携行	事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	平29宇告44第19条 平29宇告45第19条	
12 サービスの提供の記録	事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。	平29宇告44第20条 平29宇告45第20条	
	事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。		
13 利用料等の受領	事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。以下同じ。）に該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料（第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該サービスに係る費用基準額（宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱（平成29年宇治市告示第47号）第2条の規定により算定した費用の額（その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額）をいう。以下同じ。）から当該事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	平29宇告44第21条 平29宇告45第21条	
	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。		
	事業者は、 ・ の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。		
	事業者は、 の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。		
14 証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	平29宇告44第22条 平29宇告45第22条	

項目	基準	根拠条文	評価
15 同居家族に対するサービス提供の禁止	事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。	平29宇告44第23条 平29宇告45第23条	
16 利用者に関する本市等への通知	事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市及び当該利用者の保険者に通知しなければならない。 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によつて第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。	平29宇告44第24条 平29宇告45第24条	
17 緊急時等の対応	従業者は、現にサービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	平29宇告44第25条 平29宇告45第25条	
18 運営規程	事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 個人情報の取扱い 七 緊急時等における対応方法 八 その他運営に関する重要事項	平29宇告44第27条 平29宇告45第27条	
19 勤務体制の確保等	事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。	平29宇告44第29条	
	事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によつてサービスを提供しなければならない。	平29宇告45第28条	
	事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		
20 衛生管理等	事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	平29宇告44第30条	
	事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	平29宇告45第29条	
21 掲示	事業者は、事業所の見やすい場所に、18に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項に関する規程等」という。）を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、重要事項に関する規程等を不特定多数の者が閲覧することができるようにすることをもつて当該掲示に代えることができる。	平29宇告44第31条 平29宇告45第30条	
22 秘密保持等	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	平29宇告44第32条	
	事業者は、事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	平29宇告45第31条	
	事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。		
23 広告	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。	平29宇告44第33条 平29宇告45第32条	

項目	基準	根拠条文	評価
24 地域包括支援センターに対する利益供与の禁止	事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	平29宇告44第34条 平29宇告45第33条	
25 苦情処理	事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	平29宇告44第35条 平29宇告45第34条	
	事業者は、の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		
	事業者は、提供したサービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは出頭の求め又は本市の職員による質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		
	事業者は、本市からの求めがあった場合には、の改善の内容を本市に報告しなければならない。		
	事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		
	事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。		
26 地域との連携	事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	平29宇告44第36条 平29宇告45第35条	
27 事故発生時の対応	事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の保険者及び家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	平29宇告44第37条 平29宇告45第36条	
	事故発生時の対応は、「介護サービスの提供により事故等が発生した場合の宇治市への報告に関する要項」により行うこと。		
	事業者は、の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。		
	事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		
28 会計の区分	事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	平29宇告44第38条 平29宇告45第37条	
29 記録の整備	事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	平29宇告44第39条	
	事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 12 に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 二 16に規定する本市等への通知に係る記録 三 25 に規定する苦情の内容等の記録 四 27 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 五 運営に関する基準 に規定する個別計画	平29宇告45第38条	
	事業者は、13に規定する利用料等の受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。		

項目	基準	根拠条文	評価
30 事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供	事業者は、当該サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次の各号に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。 一 廃止し、又は休止しようとする年月日 二 廃止し、又は休止しようとする理由 三 現にサービスを受けている者に対する措置 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間	平29宇告44第43条 平29宇告45第42条	
	事業者は、の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、その者に係る地域包括支援センター、他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。		

【訪問介護相当サービス】

5 運営に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 管理者及びサービス提供責任者の責務	管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。	平29宇告44第26条	
	管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 一 訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 三 サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。 四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。		
2 介護等の総合的な提供	事業者は、事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあつてはならない。	平29宇告44第28条	
3 訪問介護相当サービスの基本取扱方針	サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	平29宇告44第40条	
	事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		
	事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。		
	事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。		
	事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。		

項目	基準	根拠条文	評価
4 サービスの 具体的取扱方針	<p>サービスの方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス個別計画（以下この章において「個別計画」をいう。）を作成するものとする。</p> <p>三 個別計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 サービス提供責任者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>五 サービス提供責任者は、個別計画を作成した際には、当該個別計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 サービスの提供に当たっては、個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>七 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>八 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。</p> <p>九 サービス提供責任者は、個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。</p> <p>十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。</p> <p>十二 一から十までの規定は、前号に規定する個別計画の変更について準用する。</p>	平29宇告44 第41条	
5 サービスの 提供に当たつ ての留意点	<p>サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>一 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成27年宇治市規則第6号）第6条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業による支援において把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>二 事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援並びに他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。</p>	平29宇告44 第42条	

【生活支援型訪問サービス】

5 運営に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 管理者及び 訪問事業責任 者の責務	<p>管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	平29宇告45 第26条	

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 三 サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。 四 従業者（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 五 従業者の業務の実施状況を把握すること。 六 従業者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 七 従業者に対する研修、技術指導等を実施すること。 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 		
2 生活支援型訪問サービスの基本取扱方針	<p>サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>事業者は、サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	平29宇告45第39条	
3 サービスの具体的な取扱方針	<p>サービスの方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 サービスの提供に当たっては、主治の医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。 二 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した生活支援型訪問サービス個別計画（以下この章において「個別計画」をいう。）を作成するものとする。 三 個別計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。 四 訪問事業責任者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 五 訪問事業責任者は、個別計画を作成した際には、当該個別計画を利用者に交付しなければならない。 六 サービスの提供に当たっては、個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 七 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 	平29宇告45第40条	

項目	基準	根拠条文	評価
	<p>八 訪問事業責任者は、個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>九 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。</p> <p>十 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。</p> <p>十一 一から九までの規定は、前号に規定する個別計画の変更について準用する。</p>		
3 サービスの提供に当たつての留意点	<p>サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>一 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成27年宇治市規則第6号）第6条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業による支援において把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>二 事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援並びに他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。</p>	平29宇告45第41条	

【訪問介護相当サービス】

6 サービス費用算定に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 第1号事業に要する費用の額	<p>第1号事業に要する費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める1単位の単価に、別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>一 訪問介護相当サービス（宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年宇治市告示第43号。以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1号ア（ア）に規定する訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。） 10.42円</p> <p>ア 訪問介護相当サービス費（ ） 1,168単位</p> <p>イ 訪問介護相当サービス費（ ） 2,335単位</p> <p>ウ 訪問介護相当サービス費（ ） 3,704単位</p>	平29宇告47第2条 平29宇告47第2条別表(1)	
	<p>の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p>		
	<p>利用者に対して、訪問介護相当サービス事業所（宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第44号。以下「指定訪問介護相当サービス等基準等要綱」という。）第4条第1項に規定する訪問介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第6条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が訪問介護相当サービス（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第2条第1号に規定する訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 訪問介護相当サービス費（ ） 介護予防サービス計画等（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第16条に規定する介護予防サービス計画等をいう。以下同じ。）において1週に1回程度の指定訪問介護相当サービスが必要とされた者</p> <p>(2) 訪問介護相当サービス費（ ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた者</p>		

項目	基準	根拠条文	評価
	(3) 訪問介護相当サービス費() 介護予防サービス計画等において前号に掲げる回数の程度を超える訪問介護相当サービスが必要とされた者(その要支援状態区分(法第7条第2項に規定する要支援状態区分をいう。以下同じ。))が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者(以下「要支援2」という。))に限る。)		
2 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合の減算	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者(厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)第1号及び第2号に掲げる者を除く。))をサービス提供責任者(指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。))として配置している事業所において、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	平29宇告47第2条別表(1)注2	
3 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合の減算	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けたもの(同法第77条において適用する場合を含む。))(以下「養護老人ホーム等」と総称する。))に限る。以下この項において同じ。))若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定	平29宇告47第2条別表(1)注3	
4 中山間地域等における小規模事業所加算	辺地(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地をいう。以下同じ。))に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)第68号に規定する基準に適合する事業所(その一部として使用される事務所が当該辺地に所在しない場合は、当該事務所を除く。))又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等がサービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29宇告47第2条別表(1)注4	
5 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所の訪問介護員等が、辺地に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。次号において同じ。))を越えて、サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29宇告47第2条別表(1)注5	
6 サービス種類相互の算定関係	利用者が介護予防特定施設入居者生活介護(法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))、介護予防小規模多機能型居宅介護(同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。))、介護予防認知症対応型共同生活介護(同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。))、生活支援型訪問サービス又は住民主体型生活支援事業(総合事業実施要綱第4条第1号ア(ウ)に規定する住民主体型生活支援事業をいう。以下同じ。))を受けている間は、訪問介護相当サービス費は、算定しない。	平29宇告47第2条別表(1)注6	
	利用者が1の訪問介護相当サービス事業所においてサービスを受けている間は、当該訪問介護相当サービス事業所以外の訪問介護相当サービス事業所がサービスを行った場合に、訪問介護相当サービス費は、算定しない。	平29宇告47第2条別表(1)注7	
7 初回加算	事業所において、新規に訪問介護相当サービス個別計画(指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第41条第2号に規定する訪問介護相当サービス個別計画をいう。以下同じ。))を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合又は当該事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算する。	平29宇告47第2条別表(1)エ	
8 生活機能向上連携加算	利用者に対して、介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第79条第1項に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。))の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この8において「理学療法士等」という。))が、介護予防訪問リハビリテーション(同省令第78条に規定する介護予防訪問リハビリテーションをいう。))を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス個別計画を作成した場合であつて、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護相当サービス個別計画に基づくサービスを行ったときは、初回の当該サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき100単位を加算する。	平29宇告47第2条別表(1)オ	

項目	基準	根拠条文	評価
9 介護職員 処遇改善加算	<p>厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第100号において準用する同基準第4号に規定する基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定訪問介護相当サービス事業所」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」とする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（ ） アからオまでの規定により算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（ ） アからオまでの規定により算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（ ） アからオまでの規定により算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（ ） 前号の規定により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（ ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	平29宇告47 第2条別表(1) カ	

【生活支援型訪問サービス】

6 サービス費用算定に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 第1号事業 に要する費用 の額	<p>第1号事業に要する費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める1単位の単価に、別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>一 生活支援型訪問サービス（総合事業実施要綱第4条第1号ア（イ）に規定する生活支援型訪問サービスをいう。以下同じ。） 10円</p> <p>ア 生活支援型訪問サービス費 230単位</p>	平29宇告47 第2条 平29宇告47 第2条別表(3)	
	前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。		
	利用者に対して、生活支援型訪問サービス事業所（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第4条第1項に規定する生活支援型訪問サービス事業所をいう。以下同じ。）の生活支援型訪問サービス従業者（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第6条第1項に規定する生活支援型訪問サービス従業者をいう。以下同じ。）が生活支援型訪問サービスを行った場合に、1週に2回を限度として所定単位数を算定する。		
2 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合 の減算	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム等に限る。以下この項において同じ。）若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。	平29宇告47 第2条別表(3) 注2	
3 中山間地域 等における小 規模事業所加 算	辺地に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準第68号に規定する基準に適合する事業所（その一部として使用される事務所が当該辺地に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従業者がサービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29宇告47 第2条別表(3) 注3	
4 中山間地域 等に居住する 者へのサービス 提供加算	事業所の従業者が、辺地に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。次号において同じ。）を越えて、サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29宇告47 第2条別表(3) 注4	

項目	基準	根拠条文	評価
5 サービス種類相互の算定関係	利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、訪問介護相当サービス又は住民主体型生活支援事業を受けている間は、生活支援型訪問サービス費は、算定しない。	平29宇告47第2条別表(3)注5	
	利用者が1の生活支援型訪問サービス事業所においてサービスを受けている間は、当該事業所以外の生活支援型訪問サービス事業所がサービスを行った場合に、生活支援型訪問サービス費は、算定しない。	平29宇告47第2条別表(3)注6	
6 初回加算	事業所において、新規に生活支援型訪問サービス個別計画（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第40条第2号に規定する生活支援型訪問サービス個別計画をいう。）を作成した利用者に対して、訪問事業責任者（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第6条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合又は当該事業所のその他の従業者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算する。	平29宇告47第2条別表(3)イ	
7 介護職員処遇改善相当加算	厚生労働大臣が定める基準第100号において準用する同基準第4号に規定する基準（この場合において、同号中「介護職員処遇改善加算」とあるのは「介護職員処遇改善相当加算」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定生活支援型サービス事業所」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」とする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算（ ） 32単位 (2) 介護職員処遇改善加算（ ） 23単位 (3) 介護職員処遇改善加算（ ） 13単位 (4) 介護職員処遇改善加算（ ） 12単位 (5) 介護職員処遇改善加算（ ） 10単位	平29宇告47第2条別表(3)ウ	

注1 本自主点検表は、自主点検用として作成しているものであるため、指定基準・算定基準にかかる全ての法令等を網羅したものではありません。

注2 記載されている法令等の条文は、語句を省略するなどの修正を加えている箇所があるため、原文通りではありません。

注3 法令・基準等については、厚生労働省発出のもの等で確認すること。